

区 長 各 位

防災行政無線屋外拡声子局(マスト)について

多治見市では、市内207箇所に防災行政無線を設置し、市役所及び消防本部からの災害時の連絡や、区及び町内会等からのお知らせを屋外拡声子局(マスト)のスピーカーを通して放送しています。

1. 地域の方が行う放送について

- (1) 地域で子局を使用して放送できる事項は、次の2つです。
 - ① 区民や町内会全員を対象とした公共的行事等の連絡事項
 - ② 災害時等で、人命救助などのために緊急に通報を要する事項
- (2) 公共的行事等の連絡事項で子局を使う場合は、必ず事前に『子局通報記録書 **別紙1**』を危機管理課(無線管理者)にご提出ください。(災害時の緊急使用の場合は、使用後にご提出ください。)
- (3) 『子局通報記録書』の「通報者」は、区長(学校行事の場合は学校長)名とし、ご提出ください。記入例は**別紙2**をご参考ください。

2. 地域での放送の仕方(校区一斉・子局単独)

- (1) 校区一斉放送の場合
 - ① 「地区遠隔端末装置」を使って、小学校区単位で一斉放送することができます。また、あらかじめ録音した内容を、放送日時を指定して放送することもできます。装置の設置場所は**別紙3**をご覧ください。
 - ② 地区遠隔端末装置を使用する場合は、定時放送(※次ページ(4)-3)の時間を避け、各定時放送から10分程度時間を空けてください。
- (2) 子局単独放送の場合
 - ① 子局のマイクボックスを開け、直接マイクで放送してください。
 - ② マイクボックスの鍵は、各区に2本ずつ貸与してあります。3ヶ所以上の子局を同時に放送したい場合など、マイクボックスの鍵を追加したい場合は、一時的に追加で貸与できます。使用する1週間前までに、『マイクボックスキー貸与申請書 **別紙4**』をご提出ください。

放送するときは・・・

- ◇ 1回の通報時間は原則3分以内(チャイム音+放送文(2回)+チャイム音)とし、内容は簡潔明瞭にしてください。
- ◇ 放送を行うときは、必ず通報者名や主催者名を明らかにしてください。

3. 市が行う放送について

(1) サイレン信号

火災の発生などをサイレン信号でお知らせます。

(2) 緊急連絡

気象警報や災害時の避難情報、行方不明者の発生情報などをその都度、お知らせします。

(3) 定時放送

機器の機能確認のために、定時放送を毎日流します。

放送地域	時間
多治見市全域	4月～9月：午後6時 10月～3月：午後5時
市之倉校区	多治見市全域放送 及び 午前8時、正午
笠原校区	多治見市全域放送 及び 正午、午後4時30分

(4) 行政連絡

市の一般的なお知らせを随時放送します。

(5) Jアラートテスト放送

Jアラート（全国瞬時警報システム）の動作確認のため、3か月に1回、テスト放送（チャイム＋合成音声）を流します。

※システムの設定上、通常より大きい音量で流れます。

(6) 機器の保守点検のためのテスト放送

機器の状態を確認するため、テスト放送を流します。（不定期）

5. 機器の故障等について

機器の故障、スピーカーの向き等により、放送が聞こえにくい、その他異常に対して地域の方からご連絡がありましたら、お手数ですが多治見市役所危機管理課までお知らせ下さいますようお願いいたします。

連絡先 企画部危機管理課（本庁）
電 話 22-1378(直通) FAX 24-0621